

群馬県消費者安全確保地域協議会の設置及び 令和7年度第1回協議会の開催について

群馬県では、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を未然防止、拡大防止する活動を強化していくため、群馬県消費者安全確保地域協議会を設置し、今年度第1回の協議会を開催します。

この協議会は、関係機関・団体が連携して、高齢者等の見守りに必要な取組について情報交換、協議を行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置及び活動の促進を図ることを目的としています。

1 開催日時 令和7年7月29日（火）午後2時～午後3時30分（予定）

2 会場 群馬県庁 昭和庁舎1階 11会議室

3 構成員

【関係団体】群馬県社会福祉協議会、群馬県民生委員児童委員協議会、群馬県老人クラブ連合会、群馬県消費者団体連絡会、群馬県生活協同組合連合会、NPO 法人消費者支援群馬ひまわりの会

【警察本部】生活安全部 生活安全企画課、生活環境課

【群馬県】健康福祉部 福祉局 地域福祉課、介護高齢課、障害政策課
生活こども部 消費生活課・群馬県消費生活センター

4 主な内容

(1) 基調講演

「消費者安全確保地域協議会設置の意義について（仮）」【消費者庁地方協力課】

(2) 協議事項

群馬県消費者安全確保地域協議会の設置について

(3) 情報共有・意見交換

- ・最新の特殊詐欺の手口や県内の被害状況について
- ・消費生活相談の状況等について
- ・市町村の協議会設置状況等について
- ・令和7年度県協議会取組案について

【消費者安全確保地域協議会とは】

消費者安全法に基づき、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される組織

※取材を希望される方は、当日会場にお越しいただき、受付に申し出てください。